

保険証の有効期限到来について

現在、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の健康保険証の有効期限は令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、マイナ保険証か資格確認書で受診してください。

令和6年12月2日より従来の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

国民健康保険

○マイナ保険証をお持ちの方 → そのままお使いください。

○マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されます。

※ マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により、資格確認書を取得できます。親族や介助者の代理申請も可能です。

※ 他の健康保険から国民健康保険への切り替えなど、加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り加入、脱退の手続きが必要です。

他保険に加入し、国保喪失の手続きをされていない方は、他保険に加入したことが分かるもの（社会保険の資格確認書等）をお持ちのうえ、下記窓口で国保喪失の手続きをお願いします。

後期高齢者医療制度

○暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書が交付されます。

※ 国民健康保険と取り扱いが異なりますのでご注意ください。



■お問い合わせ
総合福祉センター「ハピネス」内
保健福祉課 医療給付係
☎ 4-2511 内線 613・614